

定例教育委員会

議

案

議案第20号

坂井市えがおエール（応援）券事業実施要綱の制定について

坂井市えがおエール（応援）券事業実施要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

令和2年11月24日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市えがおエール（応援）券（小中学生）事業実施要綱

令和 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

（目的）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校生活において、様々な制約を受けて過ごしている小中学生等が笑顔で健やかに学校生活を送れるように、小中学生等を対象に坂井市えがおエール（応援）券（以下「商品券」という。）を交付する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 商品券の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和2年1月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、平成17年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた児童又は生徒とする。

（対象者リストの作成）

第3条 市長は、商品券の交付等にあたり、交付対象者、交付額並びに住民基本台帳における住所、在籍する学校、学年等を掲載した交付対象者リスト（以下「対象者リスト」という。）を作成し、商品券の交付等を行う。

（受給対象者）

第4条 商品券の交付を受けることができる者（以下「受給対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1）交付対象者が属する世帯の構成員で、交付対象者の父母又は祖父母等
- （2）交付対象者と世帯を別にする交付対象者の父母

（商品券の交付額）

第5条 交付する商品券の額は、交付対象者1人につき1万円とする。

（交付の方法及び受領）

第6条 市長は、受給対象者に対し事前に商品券の交付に関する周知を行う。

- 2 市長は、別に定める交付対象者が在籍する学校等及び学年の区分により、受給対象者に対して交付対象者が在籍する学校において交付するか又は簡易書留郵便を用いて商品券を送付することにより交付するものとする。
- 3 市長は、学校において交付する区分の受給対象者に対して、事前に商品券との引換券を受給対象者に対して郵送により交付する。受給対象者は、引換券と引き換えに商品券を受領するものとする。
- 4 商品券の受領は、学校において交付を受けた際に記載する署名又は簡易書留郵便による署名をもって完了したものとみなす。

（代理による受領）

第7条 受給対象者に代わり、代理人（商品券の受領等を代理する者をいう。以下同じ。）として商品券を受領できる者は、次に掲げるものに限るものとする。

- (1) 交付対象者の属する世帯の構成員（市の住民基本台帳に記録されている者）
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた代理人をいう。）
- (3) その他市長が特に認める者

2 前項の規定により代理人が受領するときは、申請書に交付対象者との関係及び代理関係を証することを記載し、代理人本人であることを証する書面で、市長が認めるものを提示しなければならない。

3 市長は、代理人による申請について、当該代理人であることを確認できる書類及び対象者リスト等により代理人となる資格を有することを確認しなければならない。

（商品券の有効期間等）

第8条 商品券の有効期間は、令和3年2月28日までとする。

2 商品券は、1枚当たりの額面を1,000円とする。

3 商品券は、坂井市商工会に登録されている市内の事業者（以下「取扱店」という。）においてのみ使用することができる。

4 商品券は、次に掲げる取引には使用することができない。

- (1) 出資、有価証券、ビール券、図書券その他の商品券、プリペイドカード、郵便はがき、切手、印紙等の換金性があり、広域的に流通し得るもの
- (2) 宝くじ、スポーツ振興くじ等賭博性のあるもの
- (3) 債務の支払い等の消費にあたらぬもの
- (4) 酒類及びたばこ

（商品券の再交付）

第9条 商品券は、汚損又は破損したことによる引き換えのほかは、特別な場合を除き再交付しないものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 受給対象者は、商品券の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（取扱店の登録）

第11条 取扱店は、あらかじめ坂井市商工会の登録を受けなければならない。

2 取扱店として登録できる者は、市内で事業を行っている小売業、飲食業、サービス業等の事業所（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第3号から第8号までに規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業所を除く。）とする。

3 取扱店の登録の申請、審査及び取扱店における商品券の精算その他については、別に定める。

（取扱店の遵守事項等）

第12条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品等と引き換えた商品券は、再使用しないこと。
- (2) 商品券が著しく破損又は汚損しているときは、引き換えを行わないこと。
- (3) 商品券の偽造又は不正使用の疑いがあるときは、引き換えを行わず、直ちに市に

報告すること。

2 市は、取扱店が引き換えた商品券を紛失し、盗難に遭い、又は滅失したことにより損害を受けることがあっても、その責めを負わない。

(取扱店の取り消し)

第13条 市長は、取扱店が前条の規定に違反したとき、又は取扱店の登録が不正に行われたときは、取扱店の取り消しを行うことができる。この場合において、取扱店が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(禁止事項)

第14条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 商品券を偽造すること。
- (2) 偽造商品券を使用すること。
- (3) 商品券を故意に破損すること。
- (4) 商品券を換金すること。

(不正利得の返還)

第15条 市長は、受給対象者が偽りその他不正の手段により商品券の交付を受けたと認めるときは、当該商品券の交付の決定を取り消し、交付した商品券を返還させるものとする。この場合において、既に使用した商品券があるときは、当該商品券の額面に相当する金額を返還させるものとする。

2 市長は、取扱店が商品券を不正に使用したと認めるときは、当該商品券の額面に相当する金額を返還させるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、商品券の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年11月10日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 2 1 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫